

軽自動車税 (種別割) の減免制度のお知らせ

次のいずれかに該当する車両は、申請により令和3年度の軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。納付後は減免対象になりません。必ず納付前に申請してください。

対象	必要書類など	
	共通	その他、必要なもの
① 身体または精神に障がいがある人などが使用する軽自動車で、一定の要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税種別割減免申請書 車検証の写し 令和3年度軽自動車税(種別割)納税通知書 マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(法人は法人番号を記載) 	身体障害者手帳など、運転免許証の写し
② 社会福祉法人が所有し、直接その本来の事業に用いる車両		定款、事業計画書、運行記録簿などの写し
③ 車椅子の昇降装置または固定装置、浴槽などを備えている車両		車検証に構造の記載がない場合、写真など構造の確認ができるもの

申請期限 5月28日(金) **受付場所** 市税務課
 ※昨年度、減免を受けた場合は、各地区生活応援センター窓口(釜石地区を除く)でも受け付けます

問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎27-8481

国民健康保険のお知らせ 保険証が変わるときは届け出が必要です

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(国保税)を出し合い、病院にかかる際の医療費などに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人や後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、全ての人が国保に加入しなければなりません。

国保に加入するときや国保を脱退するときなど保険証が変わるときは、変更があった日の翌日から14日以内に必ず市の窓口で手続きをしましょう。

- ◆ 保険証は自動的に切り替わりません
- ◆ 手続きが遅れると、本来、国保税が課税されない人に納税通知書が届くなど不都合が生じます
- ◆ 手続きは、市市民課国保年金係または各地区生活応援センター(釜石地区を除く)で行ってください。別世帯の人が手続きをする場合は「委任状」が必要です
- ◆ 手続きに必要な書類など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 国民健康保険の手続きに関すること 市市民課 国保年金係 ☎27-8450
 国民健康保険税に関すること 市税務課 市民税係 ☎27-8481

ふくしピック⑩

特別障害者手当などを支給しています

市は、重度の障がいがあり、在宅で常に特別な介護が必要な人などに各種手当を支給しています。

① 特別障害者手当	② 障害児福祉手当	③ 特別児童扶養手当
対象 20歳以上で身体または知的・精神に重度の障がいがあり、在宅で常時特別な介護が必要な人	対象 20歳未満で身体または知的・精神に重度の障がいがあり、常に特別な介護が必要な人。身体障がいと知的障がいの合併障がいがある場合も対象です	対象 20歳未満の身体または知的・精神に重度または中度の障がいがある児童を養育している人
月額 2万7,350円 ※入院、施設入所者は対象外	月額 1万4,880円 ※施設入所者は対象外	月額 5万2,500円または3万4,970円 ※施設入所者は対象外

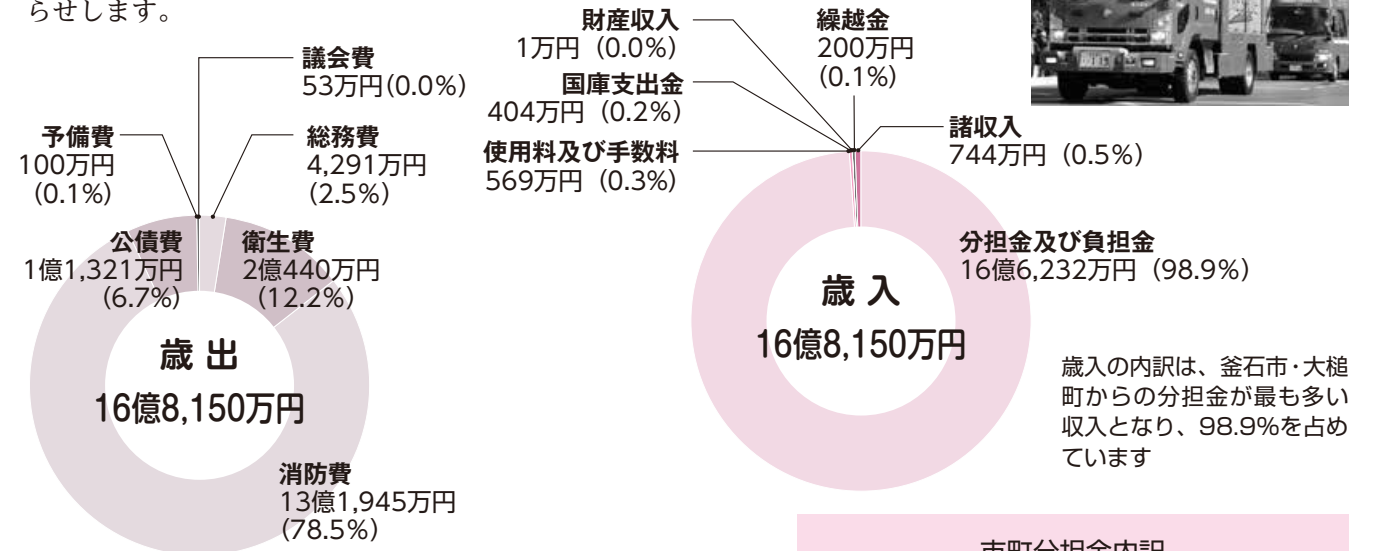
支給時期 ①・② 5月、8月、11月、2月(各回、前月分までの手当を振り込み)
 ③ 4月、8月、11月(4月と8月は前月分まで、11月は当該月を含んだ手当を振り込み)
 ※①~③とも扶養義務者の所得制限があります
 ※手当ごとに申請書類が異なります。詳細はお問い合わせください

問い合わせ 特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎22-0177
 特別児童扶養手当に関すること 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121

令和3年度 釜石大槌地区行政事務組合会計の予算をお知らせします

釜石大槌地区行政事務組合は、釜石市・大槌町からの分担金により、共同で消防業務やし尿処理業務を行っています。

事務組合議会2月定例会で可決された令和3年度事務組合予算の概要をお知らせします。



目的別経費で最も多いものは、全体の78.5%を占める消防費で、釜石大槌地区の消防・救急業務に要する経費に充てられるものです

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります

市町分担金内訳

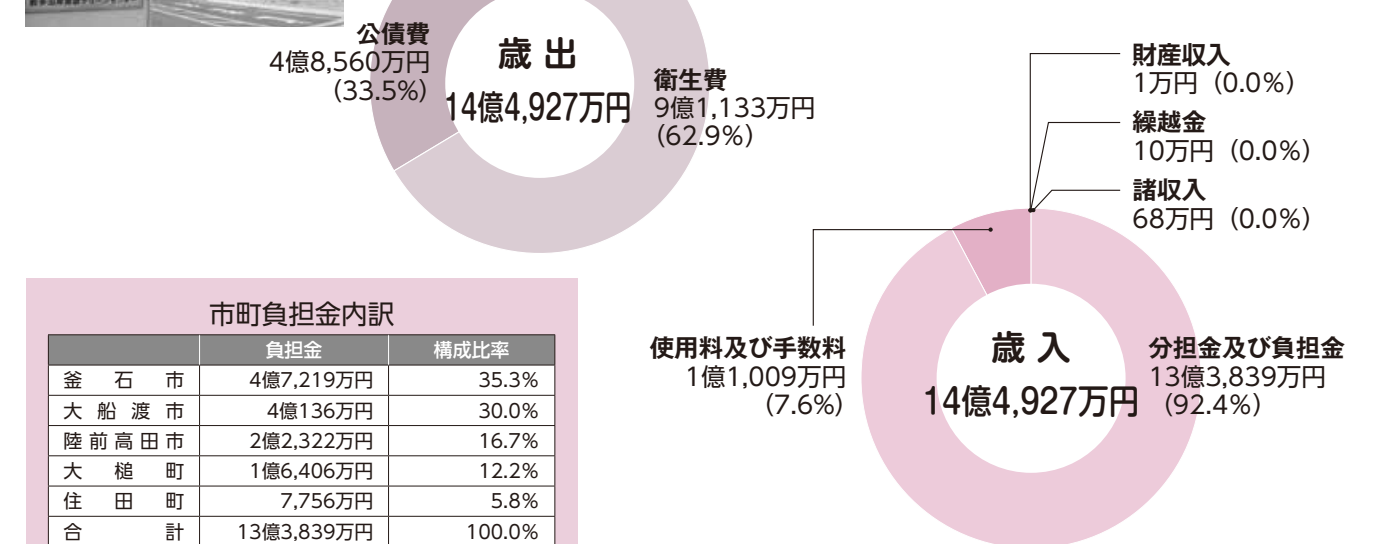
	分担金	構成比率
釜石市	11億4,325万円	68.8%
大槌町	5億1,907万円	31.2%
合計	16億6,232万円	100.0%

問い合わせ 釜石大槌地区行政事務組合 事務局 総務課 ☎31-1336

令和3年度 岩手沿岸南部広域環境組合会計の予算をお知らせします



岩手沿岸南部広域環境組合は、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町の3市2町からの負担金などにより、共同で岩手沿岸南部クリーンセンター(大字平田)を運営し、ごみ処理業務を行っています。



※負担金は、ごみの排出量などにより決定します

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります

問い合わせ 岩手沿岸南部広域環境組合 事務局 ☎27-7020